

第34回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和8年4月24日（金） 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について

日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第10 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 工藤 誠

中部地区担当 藤村 与志夫 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 武田 憲昭

同	総括主査	佐藤	泰生
同	主任主査	細川	直樹
同	主任主査	大村	和臣

開会時刻 令和8年4月24日（金） 午前11時00分

武田事務局長 只今より第34回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては2番吉清水秀明委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

武田事務局長 第34回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和8年3月26日から令和8年4月24日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第33回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、親族間の調整により、これまで借受けていた親族の農地のうち農業公社の事業を活用した売買ができない農振農用地に区分されていない農地を買い受ける案件です。なお、農振農用地に区分されている農地については、この後の議案第3号整理番号2番でご審議いただく予定となっております。

以上から議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は耕作者の変更は生じないため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 選手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断さ

れると考えられますが、南側及び北東側に住宅が続き集落を形成していることから、農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。なお、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査回答通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、工藤誠推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤委員にお願いします。

佐藤委員 4番佐藤でございます。それでは私の方から議案第2号について、令和8年4月16日に工藤推進委員と藤村推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、牧の林すずの音保育園から東へ約300メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路を挟み農地、西側は農地、南側は原野、北側は通路である雑種地を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

なお、本案件のうち整理番号9番から11番までにつきましては現地調査報告のため出席しております工藤推進委員に関する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので退席の必要はあ

りません。

工藤推進委員 審議しやすいように退席を希望します。

議長 本人の申し出がありましたので工藤推進委員の退席を許可します。

(工藤推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第3号について補足説明いたします。議案書は13ページから22ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、地域の担い手が農業公社の事業を活用し、これまで借り受けていた農地を買い受ける案件です。

整理番号2番は、議案第1号でご説明しましたように担い手が農業公社の事業を活用し、これまで借り受けていた親族の農地を買い受ける案件です。

整理番号3番から5番までは、地域の推進委員及び農用地利用改善団体が相談を受けて調整を図り、地域の農業者に利用権を設定することとなった案件です。

整理番号6番から11番までは、地域の推進委員及び農用地利用改善団体が相談を受けて調整を図り、整理番号6番及び7番は地域の農業者に、整理番号8番は地域の担い手に、そして整理番号9番から11番までは地域の特定農業法人に、それぞれ利用権を移転することとなった案件です。

整理番号12番及び13番は、地域の農業委員が相談を受けて調整を図り、子が親から段階的に経営移譲を受けるため、新たに子に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号14番及び15番は、当事者間の調整により、地域の農業者に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号16番及び18番は、当事者間の調整により、地域の担い手に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号17番は、当事者間の調整により、農業者に利用権を移転することとなった関係です。

以上、本案件については、いずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 なお、本案件のうち整理番号1番及び2番は耕作者の変更は生じないため、及び整理番号6番から18番までは再配分の案件のため、いずれも現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号3番から5番までの現地調査報告を藤村推

進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号3番から5番までについて、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

こちらの現地は、全て耕作されていることを確認いたしました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上でご報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

工藤推進委員の入場を許可します。

(工藤推進委員入場)

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は2件です。議案書は24ページから26ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査したところいづれも農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

最初に整理番号1番の申請地の位置は、鵜飼小学校から北西約200メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は水路を挟み宅地、西側及び東側は宅地となっており、現地は住宅の進入路及び庭の一部等として利用されている様子が確認できました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、整理番号1番の北側に隣接した所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路を挟み宅地、西側及び北側は農地、南側は宅地になっており、現地は農業用倉庫が南側の宅地からはみ出して建てられている様子が確認できました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第1回総務小委員会の報告について、総務小委員会太田副委員長より報告をお願いします。

太田副委員長 総務小委員会副委員長の太田です。総務小委員会は委員長を議長である駿河会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第1回総務小委員会の顛末について報告いたします。議案書は28ページをご覧ください。

第1回総務小委員会は4月13日に総務小委員会委員5名が出席し、令和8年度の農業委員会活動計画及び農地利用最適化推進委員の欠員に対する対応について協議を行いました。

最初に令和8年度の活動計画については、本年7月に委員改選があること等を踏まえ議案書の記載のように一部の活動で実施時期の変更あるいは本年度は見送ること等とするものの、一部は7月の改選以降に改めて調整を図ることとした上で計画を決定しました。

次に農地利用最適化推進委員に欠員が生じたことに伴う対応については、委員改選等を踏まえ欠員補充は見送りとし、7月の任期末まで現体制で対応することとやむを得ないものと決定しました。

以上で第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長

日程第9、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第11、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書29ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第34回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年4月24日（金） 午前11時30分

議 長 _____

会議録署名人 2番委員 _____

会議録署名人 4番委員 _____

これは原本である。

令和8年4月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一